

後 期 基 本 計 画 (素案)

(第4章関連)

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します

第1項 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

- 近年、自由時間の増大、情報化の進展、少子高齢化社会の到来など社会環境の変化にともない、町民の学習意欲の高揚や学習ニーズの多様化が進んでいます。
- 町民大学を中心として、幅広いメニューが提供できましたが、生涯学習の入口ともなる情報提供については、より多くの町民が情報を得られるよう、更なる工夫が求められます。
- 公民館施設等を整備し、快適で安全な環境を利用者に提供し、サービスの向上を図りましたが、施設の老朽化の問題もあり、利用者から施設の整備・充実が求められています。
- 公民館講座については、目標に達する講座を開催しましたが、学びプランにあるライフステージごとの講座にばらつきがあり、新規事業を展開しながらバランスのとれた事業を考える必要があります。また、公民館生涯学習推進員事業については、目標を上回る事業回数、参加人数を得ましたが、講座内容は公民館講座開催事業と同様で、今後は地域課題を配慮した取り組みが求められます。
- 総合図書館では、新鮮で魅力のある図書や情報を安定的に提供できる体制をつくること不可欠です。そのために、現状の財政状況を踏まえながら総合図書館の収容能力である23万冊まで計画的に資料を確保していく必要があります。また、学校との連携・支援、地域や有志などとの協働活動の推進、来館利用ができない人へのサービス等の事業展開も必要です。

(2) 基本方針

- 町民の多様な学習ニーズに応えるため、学習機会の充実や指導者の育成を図ります。
- 生涯学習の活動拠点として、施設の整備充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・生涯学習活動に対し、年齢層、施設費用、指導層等の充実に協力する
- ・観光案内役になるなど、生涯学習で学んだことを地域に反映できるような環境をつくる
- ・自治会、各委員会でも生涯学習を広め、広い年齢層に浸透するようにする
- ・生涯学習に対する個人の思いが広がるように、老人会などで受皿をつくる
- ・学習活動に対するサポーター（ボランティア）を積極的に活用する
- ・すばらしい取組については自治会長連絡協議会などでアピールする

(3) 施策の方向

◆生涯学習体制の充実

- ・生涯学習を推進するため、地域や学校などと全町的に連携し、生涯学習の指導者を養成するとともに、人材の登録や活用体制の充実を図ります。
- ・町民が生涯学習に参加しやすくするための環境づくりを推進します。

◆生涯学習機会の拡充

- ・生涯学習の情報提供については、広報・ホームページ・チラシ等のメディアを活用し、より多くの町民が手軽に情報を得られるよう工夫します。
- ・町民が積極的に学習できるよう、学習ニーズに即した多様なプログラムの整備に努め、学習を実践する町民への支援制度を充実します。
- ・公民館講座等の町民大学は時代の要請に対応したメニューの拡充など、多様化する住民ニーズに応えられる事業を展開します。
- ・総合図書館資料を計画的かつ継続的に確保します。また、資料の企画展示や催し等による既存資料の有効活用や利用者が効率的に図書館を活用できるような環境整備、学校や地域との連携等により更なるサービス拡大に努めます。
- ・生涯学習活動の場・発表の場の確保に努めます。

◆生涯学習施設の整備

- ・公民館等施設整備事業については、継続的に施設等の安全確保を図るとともに、休館中の公民館建て替えを進めます。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
各種講座参加者数 (町民大学等)	人	H22	平成32年度
図書館貸出点数	点	H21	平成32年度
		501,229	

(5) 主要事業

- | | |
|---------------|----------------|
| ○学習情報提供体制整備事業 | ○公民館講座開催事業 |
| ○学習団体活動支援事業 | ○公民館生涯学習推進員事業 |
| ○社会教育委員活動事業 | ○(仮称)中央公民館建設事業 |
| ○生涯学習振興事業 | ○北部公民館施設整備事業 |
| ○総合図書館運営事業 | |
| ○読書活動啓発事業 | |

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します

第2項 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) 現況と課題

- スポーツ振興のための計画・事業等については、スポーツ振興審議会において審議を行っています。
- 体育指導委員が、多くの町民が親しめるニュースポーツの体験講習会を開催するなど、生涯スポーツの普及を行っていますが、より地域に根ざした普及活動が求められています。また、スポーツ振興事業を実施するにあたり、町民の多様なニーズに応えるためにも、スポーツボランティア等の人材確保が必要となっています。
- スポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供していますが、教室、大会等によっては新規参加者の実績が伸びておらず、実施内容や情報提供のあり方などが課題となっており、その検討が必要となっています。
- 競技レベルの向上を推進する目的として、全国大会等に出場する町民に、交付金を交付しています。
- スポーツ公園、総合体育館、庭球場、プール等の体育施設を設置していますが、庭球場とプールについては老朽化が進み、改修等が必要となっています。
- 総合体育館とプールについては、指定管理者により運営管理を行っていますが、その他の施設については、直営による運営管理となっており、利用者の利便性や維持管理の効率化を考慮すると、指定管理者制度により一元的な運営管理体制を確立することも選択肢の1つとして検討する必要があります。
- 身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、学校の体育施設を開放しています。

(2) 基本方針

- スポーツ・レクリエーション活動の支援と普及を図ります。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、施設の充実を図ります。

◆町民満足度 後期基本計画策定アンケート調査（平成21年）

スポーツ・レクリエーション活動の推進 現状評価の平均値：2.587

(3) 施策の方向

◆スポーツ・レクリエーション体制の充実

- ・スポーツ振興審議会において、スポーツ振興のための計画・事業等に関する審議を継続していきます。
- ・体育指導委員等、地域に根ざしたスポーツができる人材を養成します。
- ・地域におけるスポーツ活動の支援のため、スポーツボランティア等の人材を確保します。
- ・総合型地域スポーツクラブと連携することにより、町民のニーズに合わせたスポーツ活動を進めます。

◆スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ・全国大会等出場に対する交付金の助成や競技団体への活動支援を行い、また競技団体と協力することで、競技力の向上を推進します。
- ・町民のニーズあったスポーツ教室や大会等を開催し、全ての町民が生涯を通じたスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供し、生涯スポーツの普及を推進します。また、多くの町民が教室等に参加できるよう、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行います。

◆スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・快適なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するために、老朽化した施設の改修等を行い、スポーツ・レクリエーション施設の整備を図ります。
- ・スポーツ公園、庭球場等、全ての体育施設に指定管理者制度を導入し、一元的な管理を行うことで、利用者の利便性の向上と効率的な維持管理を図ります。
- ・学校の体育施設を開放し、身近な場所にスポーツ・レクリエーション施設を確保します。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
スポーツ教室参加者数	人	(H23)	平成32年度
スポーツボランティア登録者数	人	(H23)	平成32年度

(5) 主要事業

- | | |
|---------------|----------------|
| ○スポーツ支援体制強化事業 | ○町営プール改修整備事業 |
| ○スポーツ活動推進事業 | ○さむかわ庭球場改修整備事業 |
| ○スポーツ施設運営管理事業 | |

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第1項 家庭教育の推進

(1) 現況と課題

- 人間形成にとって重要な幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、幼児の基本的な生活習慣や心豊かな感性の育成等をめざした幼児教育が求められています。
- 核家族化や少子化等といった家族の変容、親の無責任な放任、過保護、過干渉、地域における人間関係の希薄さといった多くの憂慮すべき問題があります。子どもたちの心の問題は、反面、大人たちの心の問題でもあり、家庭教育のあり方については、見過ごすことのできない重要な課題です。
- 子育て支援策の一環として、今後も幼児教育にかかる保護者の経費負担を軽減する施策が必要です。

(2) 基本方針

- 人間形成に重要な幼児教育は、家庭と連携しあいながら良好な環境づくりを図るとともに、幼児の心を育てる教育の推進を図ります。
- 核家族化や少子化が進むなか、家庭や地域での教育力の向上を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・教育に対して学校と地域が、もっと関わりを持つようにする
- ・(一般の)教師と町民(保護者以外)とで意見交換の場をつくる
- ・子ども会(子ども同士のつながり)を充実させる
- ・自治会、町会を通じて、教育活動へのボランティアを募集する
- ・教師のサポート役として町民が参加する(無償でできる仕組みをつくる)

(3) 施策の方向

◆幼児教育の充実

- ・幼児を取り巻く関係機関の連携・協力体制を確立するとともに、幼稚園の保育料等を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育機関へ就園しやすくします。
- ・図書館の内容を拡充し、幼児期から文学・芸術にふれられる機会の提供に努めます。

◆家庭教育の充実

- ・家庭教育力の向上のため、学習機会を充実し、親として自分を高められる勉強会や親子でふれあえる場を提供します。
- ・子どものための情報紙「すきっぷ」の発行等、子どもに関する情報提供の充実を図ります。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
子育てセミナー等参加者数	人	(H23)	平成32年度
幼児教育イベントの開催数	回	(H23)	平成32年度

(5) 主要事業

○私立幼稚園就園奨励費助成事業

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第2項 学校教育の推進

(1) 現況と課題

- 近年、国際化や情報化が進展するなど社会は大きく変化しています。その中で、社会の変化に対応することができ、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが求められています。
- 児童・生徒に「確かな学力と豊かな心、健やかな体」を育むことは、保護者、住民の強い願いであり、学校教育の普遍的な課題です。
- 外国語活動、キャリア教育、総合的な学習の時間などの実施による多様な学習形態に対応するため、また、安全な教育活動を推進するために教育環境の改善を図っていくことが必要です。
- 現在、いじめ、不登校、児童虐待など児童・生徒に関わる課題は山積しており、様々な要因が複雑に絡み合っています。教育相談活動、特別支援教育など、個別の支援を必要とする児童・生徒への関係者による支援体制の強化が求められています。
- 学校教育施設が老朽化してきており、早急な改修や修繕が必要です。
- 給付制への変更、貸与額の増額、対象拡大など、奨学金制度の充実には、原資の確保が必要不可欠です。現状の財政状況を踏まえ一般財源以外の財源確保を調査、検討する必要があります。

(2) 基本方針

- 確かな学力を身につける教育を推進します。
- 豊かな情操と道徳心を育成する教育を推進します。
- 積極的に運動に取り組み自ら体力の向上をめざす教育を推進します。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・教育に対して学校と地域が、もっと関わりを持つようにする
- ・(一般の)教師と町民(保護者以外)とで意見交換の場をつくる
- ・子ども会(子ども同士のつながり)を充実させる
- ・自治会、町会を通じて、教育活動へのボランティアを募集する
- ・教師のサポート役として町民が参加する(無償でできる仕組みをつくる)

(3) 施策の方向

◆教育内容の充実

- ・基礎・基本の確実な定着を図り、活用する力を育成します。
- ・学ぶことの楽しさ・喜びを実感できる授業を創造します。
- ・総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動を推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
- ・体育の授業や部活動、休み時間の運動・遊びを通して運動への関心を高め、自ら体力の向上をめざす児童・生徒を育成します。
- ・様々な体験学習を通し、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。
- ・規範意識を育むと共に、児童・生徒に夢や希望に向かい努力できる環境を整え、青少年健全育成に努めます。
- ・情報教育、環境教育、国際教育などの時代の変化に対応した教育を実施します。
- ・教職員の資質向上のため、日常的な学校への指導・支援を中心に研修会・研究会の充実を図ります。

◆教育施設の充実

- ・学校施設の整備計画を策定し、学校教育施設の改修や教育設備・給食設備の整備を図るとともに、教育施設の跡地利用等も進めます。

◆相談・支援体制の充実

- ・教育相談体制の一層の整備を図ると共に、個別支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育の充実を図ります。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
学校施設工事改修率	%	(H23)	平成32年度
地域協力者活用人数(1校あたり)	人	(H23)	平成32年度
		10	10

(5) 主要事業

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ○「生きる力」の育成事業（小学校） | ○小学校施設改修事業 |
| ○「生きる力」の育成事業（中学校） | ○中学校施設改修事業 |
| ○学校図書充実事業（小学校） | ○小学校用地購入事業 |
| ○学校図書充実事業（中学校） | ○給食施設充実事業 |
| ○教職員の研究支援事業 | ○教育活動充実事業（小学校） |
| ○少人数学級実施事業 | ○教育活動充実事業（中学校） |
| ○特別支援教育推進事業（小学校） | ○教育コンピュータ活用事業（小学校） |
| ○特別支援教育推進事業（中学校） | ○教育コンピュータ活用事業（中学校） |
| ○英語指導助手活用事業 | ○教育相談事業 |
| ○教職員の資質向上事業 | ○就学援助等事業（小学校） |
| ○旧教職員住宅取り壊し事業 | ○就学援助等事業（中学校） |
| | ○奨学金制度推進事業（奨学金基金繰出金） |

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第3項 青少年の育成

(1) 現況と課題

- 現代社会は、恵まれた生活を手に入れ、物の豊かさが優先されがちとなり、かえって青少年に心の貧しさや、無気力、無関心を生み、青少年の悩みや不安につながっていると考えられます。このような中、青少年の社会参加を促進するため、青少年活動のリーダーを育成し、地域や仲間との連携を図り、ともに行動するという考えが必要です。
- 本町には、青少年の活動施設として、青少年広場やちびっ子広場、児童遊園がありますが、その整備充実が求められています。
- 子ども会については、人間関係が希薄化する中で、今後少子化に比例して減少していく可能性があります。

(2) 基本方針

- 社会環境の変化が進む中で、青少年が積極的に活動できる体制づくりや、活動を支援するための指導員・リーダーの育成を図ります。
- 青少年活動のより良い環境づくりのため、施設の整備を図ります。

◆町民満足度 後期基本計画策定アンケート調査（平成21年）

青少年活動の推進 現状評価の平均値：3.073

(3) 施策の方向

◆青少年育成活動の推進

- ・地域の活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援し、家庭、学校、地域等と連携しながら青少年の健全育成を図ります。

◆青少年育成施設の整備

- ・青少年のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、また、交流の場として施設の整備を図ります。
- ・安全に遊べて活動のできる場の維持に努めます。

◆地域教育力の充実

- ・子どもたちが放課後や週末に遊びや体験学習などを通して、地域ぐるみの児童の健全育成を図ります。
- ・ボランティア等の協力体制を一層充実するよう努めます。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
青少年活動指導員数	人	(H23)	平成32年度
ふれあい塾参加者数	人	(H23)	平成32年度

(5) 主要事業

- | | |
|-------------|------------|
| ○青少年育成事業 | ○成人式開催事業 |
| ○青少年指導員活動事業 | ○ふれあい塾運営事業 |
| ○青少年問題協議会事業 | |

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第3節 地域の文化活動を進めます

第1項 地域文化の振興

(1) 現況と課題

- 地域に根ざし受け継がれてきた、歴史・文化や史跡、文化財等を今後も保護・継承していく必要があります。
- 町内には貴重な縄文時代の遺跡や古墳など歴史的遺産が点在していますが、文化財保護の町民意識も薄れがちになってきており、歴史や文化財等に関する理解を深めていく必要があります。
- 伝統と文化を後世に伝えるとともに、今後は、より多くの町民が気軽に文化活動に参加できるような環境づくりが必要です。
- 文化振興事業については、厳しい財政状況の中、事業の開催が減少し、参加者も減少しているため、関係団体との密接な連携により、事業を工夫する必要があります。
- 公民館まつりは、地域のまつりとして定着していることから、町民の参加が増えていますが、子どもの参加が少ないため、内容等を工夫し参加を促す必要があります。また、公民館条例の改正に伴い、寒川町民センターホールでの催し物について入場料を徴収することができるようになり、より多様な団体の利用が見込まれます。

(2) 基本方針

- 町の歴史や文化等を次世代に引き継いでいくために、町民の意識の高揚を図るとともに、文化財の保護・継承に努めます。
- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会の拡充と芸術・文化への意識の高揚を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・町内の芸術家の力をいただいて、町民の芸術性や、芸術に関する意識を高める

(3) 施策の方向

◆文化財の保護・継承

- ・貴重な町の文化遺産を保護・継承していくために、町民が郷土の歴史や伝統に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護意識の普及を図ります。

◆文化活動の充実

- ・町民の芸術・文化に対する意識の高揚と、文化団体等に対する支援を行い、その活性化を図ります。
- ・町民センターホール使用料の制度改正に伴い、より多様な団体の利用が可能になり一層の利用を促進します。
- ・世代間交流の促進による地域文化の振興に努めます。
- ・公民館まつりについて、3地域の特色を生かしたまつりとして創意工夫して実施していきます。

◆歴史資料の保存・公開の推進

- ・町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、刊行物としてまとめ、活用を図ります。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
文化活動団体会員数	人	(H23)	平成32年度
公民館まつり参加者数	人	(H23)	平成32年度

(5) 主要事業

- | | |
|--------------|-----------|
| ○文化財保護委員活動事業 | ○文化振興事業 |
| ○文化財保護事業 | ○資料保存活用事業 |
| ○埋蔵文化財保護事業 | ○町史刊行事業 |
| ○文化財学習センター事業 | ○文書館運営事業 |
| ○地域文化振興事業 | |
| ○公民館まつり開催事業 | |

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第3節 地域の文化活動を進めます

第2項 地域間交流の推進

(1) 現況と課題

- 本町以外の他地域ではぐくまれた歴史や文化、生活等にふれあうことにより、本町の良さや個性を見つけ、まちづくりに活かしていくことが必要です。
- 自治基本条例には外国籍町民の規定があるが、現在では外国籍の町民が生活していく上で必要な情報やサービスが十分には提供されていない状況です。
- 寒河江市との多方面にわたる交流は、まだ十分ではないものの一定の実績が出ていることから、今後は民間レベルでの交流を促進していく必要があります。
- 本町では、民間のさむかわ国際交流協会により、外国人のホームステイの受け入れや、地域に住む外国人との交流を行っていますが、各国からの外国人居住者が増加に伴い、教育や医療、地域社会などの分野において、生活習慣の違いや言葉の問題による様々な問題が生じています。

(2) 基本方針

- 姉妹都市との交流事業として、民間レベルでの交流促進を図ります。
- 国際化が進む中で、国際交流活動を促進します。

◆町民満足度 後期基本計画策定アンケート調査（平成21年）

地域間交流の推進 現状評価の平均値：2.459

(3) 施策の方向

◆多様な交流機会の提供

- ・国際交流については、さむかわ国際交流協会の活動を支援するとともに、外国人居住者が生活するうえで必要な情報やサービスの提供を図ります。
- ・さむかわ国際交流協会との連携や青少年が外国の文化に触れる機会を設け、国際感覚を身につけるなどの交流を推進します。
- ・姉妹都市である寒河江市との交流事業は、民間団体間での交流を中心に進めることとし、行政は広報紙等により相互の情報提供や町民への周知を実施していきます。

(4) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値
地域間交流イベント開催数		(H23)	平成32年度

(5) 主要事業

○地域間交流促進事業